

議案第87号

武藏野市中小規模事業者事業資金融資あっせん条例の一部を改
正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年12月5日

提出者 武藏野市長職務代理者
武藏野市副市長 伊藤英穂

武藏野市中小規模事業者事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例

武藏野市中小規模事業者事業資金融資あっせん条例（平成24年3月武藏野市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
(融資の種類) <p>第3条 市があっせんする融資は、次の各号に掲げる種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）の規定により設立された東京信用保証協会（以下「協会」という。）が行う債務の保証（以下「信用保証」という。）を付したものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 小口零細事業資金特別融資 特別融資で、既に受けている融資の残額と新たに申し込む融資の額との合計が1,250万円以下である場合に利用できる協会の保証制度に基づき、協会が当該融資の額の全額を保証するもの</p> <p>(4) 小口零細事業資金一般融資 特別融資以外の融資で、既に受けている融資の残額と新たに申し込む融資の額との合計が1,250万円</p>	(融資の種類) <p>第3条 市があっせんする融資は、次の各号に掲げる種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）の規定により設立された東京信用保証協会（以下「協会」という。）が行う債務の保証（以下「信用保証」という。）を付したものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 小口零細事業資金特別融資 特別融資で、協会の保証制度に基づき、協会が当該融資の額の全額を保証するもの</p> <p>(4) 小口零細事業資金一般融資 特別融資以外の融資で、協会の保証制度に基づき、協会が当該融資の額の全額を保証するもの</p>	字句の削除 字句の削除

<u>以下である場合に利用できる協会の保証制度に基づき、協会が当該融資の額の全額を保証するもの</u> (5) (略) 2 (略)	(5) (略) 2 (略)	
---	------------------	--

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の武藏野市中小規模事業者事業資金融資あっせん条例の規定は、この条例の施行の日以後のあっせんの申請について適用し、同日前のあっせんの申請については、なお従前の例による。

(提案理由)

小口零細事業資金特別融資及び小口零細事業資金一般融資について、あっせん上限額の要件を緩和するため、所要の改正をするものである。